d　a(1)及びb(o)に掲げる株価収益率については、１株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

［(26)・(27)　略］

(28)　関係会社の状況

［a～f　略］

g　それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。

［(a)・(b)　略］

(c)　連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。(d)において同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(d)　［略］

h　［略］

(29)　［略］

(30)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a　最近日現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下(30)において同じ。）が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。

b　最近日現在における連結会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

d　aの(1)及びbの(o)に掲げる株価収益率については、１株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

［(26)・(27)　同左］

(28)　関係会社の状況

［a～f　同左］

g　［同左］

［(a)・(b)　同左］

(c)　連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下gにおいて同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(d)　［同左］

h　［同左］

(29)　［同左］

(30)　業績等の概要

a　最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況（キャッシュ・フローの状況については、(64)ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該連結会計年度の中間連結会計期間に係るものに限る。）について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。